

東京大学大学院人文社会系研究科文化資源学研究専攻
特任教員（外国人教員）公募要項

このたび、本専攻では下記のとおり特任教員（外国人教員）を公募いたします。つきましては、関係各位への周知方、よろしくお願いいたします。

1. 職 種

特任教員（特任教授、特任准教授または特任講師のいずれか） 1 名

2. 勤務形態

常勤（任期2 年）

任期2 年満了後に1 年の更新を行う場合があり得る。更新回数は1 回、在職できる期間は採用日より3 年が上限であり、2030年3月31日（着任が2027年10月1日の場合は2030年9月30日）を限度とし、以後更新しない。

更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量等を考慮のうえ判断する。

3. 着任時期

2027 年4 月1 日あるいは2027年10月1日

4. 試用期間

採用された日から14 日間

5.研究領域

日本文化の研究（文化資源学研究専攻の対象領域はウェブサイトで確認してください。<https://www.l.u-tokyo.ac.jp/CR/outline/>）

6. 担当業務

・文化資源学研究専攻で行う研究と、学部・大学院の授業科目（演習・講義など）の担当、研究室運営、および学生の指導を行う。

・その他、大学及び研究科の定める業務。

変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4 条による。）

7. 応募資格

1) 博士号を有すること。またはそれと同等の研究実績を有すること。

2) 日本語及び英語で授業科目を担当できること。

3) 外国籍を有すること。

8. 勤務地

大学院人文社会系研究科（東京都文京区本郷7－3－1）

変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4 条による。）

9. 勤務時間

専門業務型裁量労働制により、1 日7 時間45 分勤務したものとみなされる。

10.休日

土・日、祝日、年末年始（12 月29 日～1 月3 日）

11.休暇

年次有給休暇、特別休暇 等

12.賃金等

本学の就業規則に基づき処遇する。

13. 加入保険

法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入

14. 応募書類

a) 履歴書（履歴書の所定様式および記入要領は下記ホームページからダウンロードできる。<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>）。

b) 研究業績目録（博士学位論文、著書、論文、研究発表、それ以外の発表（書評、研究報告書、研究ノート、翻訳等）などに分類すること）。

c) 上記 b) に記載した研究業績の内、主要業績5点の実物もしくは別刷（コピーも可）。

d) 今までの研究概要および今後の教育・研究計画の抱負（あわせて1,000字程度、日本語）。

e) 応募者の業績と人物をよく知る研究者2名の氏名と連絡先（メールアドレス）。

15. 提出期限：2026年9月30日（水）（必着）

16. 選考方法

書類による選考の後、面接による選考を行うことがある。その際、模擬授業の実施を依頼する場合がある。面接に必要な旅費・滞在費等は応募者の負担とする。また、特任教授、特任准教授、特任講師のいずれかは履歴・業績により決定する。

17. 応募方法

応募書類を下記送付先に簡易書留にて送付すること。なお、封筒の表に「文化資源学研究専攻応募書類」と朱書すること。

応募書類等は返却せず、本選考の用途の限り使用し、個人情報とは正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。

18. 書類送付先

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学大学院人文社会系研究科

文化資源学研究専攻 専攻長 小林真理

19. 問い合わせ先

東京大学大学院人文社会系研究科教授 小林真理

電子メール：kobayasi_at_l.u-tokyo.ac.jp

（メールを送信する際は_at_を@に直してください）

20. 募集者名称

国立大学法人東京大学

21. 受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

22. その他

- ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。
- ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。
- ・産前産後の休暇及び育児休業の取得や、介護休業の取得など、研究活動を中断して

いた期間がある場合は、その事情を応募書類等の末尾に記述していただいても構いません。

・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。